

デイサービスセンター花ノ木Ⅱ番館（指定通所介護）重要事項説明書

指定通所介護の提供開始にあたり、厚生省令第37号第105条、第8条に基づいて当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりとする。

1. 事業者の概要

事業者の名称	有限会社 弘正
主たる事務所の所在地	佐賀県鳥栖市儀徳町2238番地1
法人種別	営利法人
代表者名	中尾 義之
設立年月日	平成17年5月27日
電話番号	0942-84-6020

2. 事業所の概要

事業所の名称	デイサービスセンター花ノ木Ⅱ番館
佐賀県指定番号	4170300851号
指定（更新）年月日	平成24年4月1日
所在地	佐賀県鳥栖市古賀町大字花ノ木554 有料老人ホーム南風花ノ木Ⅱ番館内
電話番号・FAX	0942-50-8122 ・ 0942-84-2345
管理者の氏名	執行 弥生
サービス提供地域	鳥栖市

3. 事業所の設備概要

建物の構造	準耐火建築物4階建の1階部分
延べ床面積	142.0m ²
利用定員	35名（通所型サービスの利用者を含む月～土）
設備	食堂、静養室、浴室、相談室

4. 事業の目的と運営方針

（1）事業の目的

介護保険法ならびに関係法令における指定通所介護事業（以下、「デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態の利用者に対して適切なデイサービスを提供することを目的とする。

（2）運営の方針

- ①利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ③デイサービスの実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- ④デイサービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

5. 事業所の営業時間

営業日	月～土曜日（お正月休みを除く）
営業時間 (サービス提供時間)	8時30分～18時00分 (月～日：9時00分～16時30分)

6. 事業所の職員体制

職員の配置については指定基準を遵守するもとする。

職種	職務の概容	勤務体制	員数
管理者	事業所を統括管理し、法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。通所介護計画の作成等	他職種との兼務あり	1人
生活相談員	相談援助、関係機関との連絡調整等	サービス提供時間を通じて専従	1人以上
看護師	健康管理等の看護業務、関係機関との連絡調整等	機能訓練指導員と兼務 提供時間中2時間以上勤務	1人以上
介護職員	入浴や排泄等の日常生活全般のお世話等	サービス提供時間を通じて専従	5人以上
機能訓練指導員	機能訓練の立案・指導・実施・評価等	看護師と兼務 提供時間中2時間以上勤務	1人以上

7. 提供するサービス内容

デイサービスの内容は、原則として居宅サービス計画が作成されている場合にはそれに沿った通所介護計画を作成し、利用者または家族等の同意を得たうえで利用者に交付して下記のサービスを提供するものとする。

- ①生活指導（相談援助）
- ②個別機能訓練（日常動作訓練）
- ③介護サービス
- ④健康状態の確認
- ⑤送迎サービス
- ⑥給食サービス
- ⑦入浴サービス
- ⑧その他利用者に対する便宜の提供

8. サービス利用料

（1）介護保険の適用を受ける利用料（自己負担額）

デイサービスを提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合分（1割～3割）の支払いを受けるものとする。

①通常規模型通所介護費

要介護状態区分	提供時間	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
要介護1	3,700円/日	3,880円/日	5,700円/日	5,810円/日	6,580円/日	
要介護2	4,230円/日	4,440円/日	6,730円/日	6,860円/日	7,770円/日	
要介護3	4,790円/日	5,020円/日	7,770円/日	7,920円/日	9,000円/日	
要介護4	5,330円/日	5,600円/日	8,800円/日	8,970円/日	10,230円/日	
要介護5	5,880円/日	6,170円/日	9,840円/日	10,030円/日	11,480円/日	

②入浴介助加算（入浴の介助を行った場合） 400円/日

③同一建物減算（同一の建物から利用された場合） 940円/日×利用日数が限度額内に含まれる

④介護職員処遇改善加算II 每月①～③を合計した単位数に対して 9.0%円/月

（2）介護保険の適用を受けない利用料

①昼食代（おやつ代を含む） 650円/回

②オムツ代 実費

③個別に参加を希望される活動費 実費

④処置代 実費

（3）支払方法

毎月末締めにて請求書を発行し、ご指定のゆうちょ銀行の口座より翌月のゆうちょ銀行最終営業日に引き落とすものとする。

9. 緊急時における対応方法

- ①デイサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- ②利用者に対するはデイサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- ③利用者に対するはデイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

10. 衛生管理等

- ①利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- ②事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

11. デイサービス利用に当たっての留意事項

利用者はデイサービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたデイサービスの提供を受けるよう留意する。

12. 非常災害対策

事業所は、非常災害に備えて消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

13. 苦情への対応方法

- ①デイサービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- ②事業所は、提供したデイサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- ③事業所は、提供したデイサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

デイサービスセンター花ノ木Ⅱ番館相談窓口	ご利用時間 営業日の9時～18時
	ご利用方法 電話 0942-500-8122
	担当者 管理者 執行 弥生
	※担当者不在の際は生活相談員が代行致します
鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険課	ご利用時間 平日 9時～17時
	ご利用方法 電話 0942-813315(代表)
佐賀県国民保険団体連合会	ご利用時間 平日 9時～17時
	ご利用方法 電話 0952-261477
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1あり 2なし
	実施日 結果の開示 1あり 2なし
第三者による評価の実施状況	1あり 2なし
	実施日 評価機関名称 結果の開示 1あり 2なし

14. 個人情報の保護

- ①事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- ②事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- ③従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- ④従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

15. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 - ①虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

16. その他運営に関する留意事項

- ①事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。
- ②事業所は、デイサービスに関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- ③この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社弘正と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

年 月 日

(乙) である当事業者は、(甲1)に対するサービスの提供開始に当たり、(甲1) (甲2)に対して本書面をもって重要な事項を説明いたしました。

(乙) 事業者 有限会社 弘正
事業所名称 デイサービスセンター花ノ木Ⅱ番館
事業所所在地 佐賀県鳥栖市古賀町大字花ノ木554

説明者 氏名 _____

(甲) である私は、本書面により(乙)からサービスに関する重要な事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 住 所 _____

氏名 _____ (印)

(甲2) 利用者の家族 住 所 _____

氏名 _____ (印)